

第4章

景観資源等の質的向上に向けて



第4章 景観資源等の質的向上に向けて

■基本的な考え方

個性と魅力ある景観形成の推進に向け、第3章で掲げた建築物等の行為の制限に加えて、景観形成上重要な役割を果たしている景観資源等について、景観的な質の向上と景観まちづくりへの活用を図るため、次の事項を定めます。

■景観資源等の質的向上に向けて定める事項

景観法で定める事項

建築物・樹木

(1) 景観重要建築物・景観重要樹木に関する事項（法第8条第2項第3号関係）

▶ 景観上重要な役割を果たしている建築物や樹木を指定し、積極的な保全と景観の質的な向上を図る。

公共施設

(2) 景観重要公共施設に関する事項（法第8条第2項第4号ロ関係）

▶ 景観上重要な役割を果たしている道路、河川、公園などの公共施設を指定し、景観に配慮した施設整備を推進する。

屋外広告物等

(3) 屋外広告物の表示・設置等に関する事項（法第8条第2項第4号イ関係）

▶ 屋外広告物等の表示・設置等に関して一定の事項を定め、まちなみ景観の質的な向上を図る。

農の景観

(4) 農の景観の保全・活用に関する事項（法55条関係）

▶ 景観に配慮した農業施策の方向を定め、特色ある農の景観の維持・保全と質的な向上を図る。

都留市で定める事項

(1) 歴史的景観の保全・活用に関する事項

▶ 城下町の歴史文化を継承する歴史資産の保全と、各種まちづくり施策と連動した活用に取り組み、本市の顔となる歴史的景観の質的な向上を図る。

(2) 文化的景観の保全・活用に関する事項

▶ 富士湧水の里の景観や郷土の集落景観など、人々の永い営みにより創り上げられた文化的景観の維持・保全と質的な向上を図る。

(3) 眺望景観の保全・活用に関する事項

▶ 眺望の保全・活用、良好な眺望場所の指定、眺望場所の整備などに関する事項を定め、優れた眺望景観の保全と質的な向上を図る。

(4) その他の効果的な取り組み

▶ 都市計画法や文化財保護法等の法令などを活用し、景観の質的な向上を図る。

1. 景観法で定める事項

(1) 景観重要建造物・景観重要樹木に関する事項

【景観重要建造物・景観重要樹木の指定に関する事項(法第8条第2項第3号関係)】

① 基本的事項

景観的に特色のある建造物や樹木は、地域景観を特徴づける重要な景観資源であり、資源の保全とともに、景観まちづくりに積極的に活用します。

このため、市内の建造物及び樹木（樹林地は除く）のうち、景観形成上重要な役割を果たしているものを「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」に指定^{*}し、それらの保存と周辺を含めた魅力ある景観形成を促進します。

なお、指定に際しては、土地・建物の所有者等や「都留市都市計画審議会」の意見を聴き、定めていくものとします。

② 指定に関する事項

景観重要建造物（建築物、工作物）

建築物や工作物のうち、地域の景観形成に大きく寄与し、道路などの公共の場所から容易に視認することができる建造物を、次の基準に基づき「景観重要建造物」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。また、市内の近代土木遺産等についても、順次、指定に向けた取り組みを行っていきます。

■ 指定基準

- 地域固有の歴史・文化的な特色や価値を持ち、保全・継承していく必要性の高い建造物
- 優れたデザインを有し、市や地域のランドマーク、シンボルとなっている建造物
- 多くの市民や観光客等に愛され、親しまれている建造物
- 地域の景観形成に取り組むうえで手本となるような建造物

■ 景観重要建造物（候補例）

尾県郷土資料館、商家資料館 など

景観重要樹木

市内には、文化財や天然記念物の指定以外に、地域景観を特徴づけ、住民に大切に守られている樹木が分布しています。これら大木・古木・名木などのうち、地域の景観形成に大きく寄与し、道路などの公共の場所から容易に視認することができる樹木を、次の基準に基づき「景観重要樹木」として指定し、積極的に保全・活用を図ります。

■ 指定基準

- 固有の気候風土に根ざした特徴や学術上の価値を有する樹木
- 樹容（樹高、樹形など）が景観上優れており、地域のシンボル、ランドマークとなっている樹木
- 風景の一部として主要な場に位置し、地域の景観形成上重要な役割を果たしている樹木
- 多くの市民や観光客などに愛され、親しまれている樹木、地域住民に大切に守られている樹木

注) * 「景観重要建造物」及び「景観重要樹木」の指定基準は、歴史的・文化的価値だけでなく、景観形成上の役割からも判断しており、新たなものであっても、地域の景観形成上重要な役割を果たしていれば指定の対象となります。但し、文化財保護法により、国宝、重要文化財、史跡、名勝、天然記念物として指定されたものについては、同法に基づき保護・保存を図るものとし、ここでは指定の対象からは除外します。今後、上記を指定されると、所有者及び管理者には、管理義務が生じ、その現状を変更する行為については市長の許可が必要となりますが、一方、相続税が減免されるなどの優遇措置も受けられます。

(2) 景観重要公共施設に関する事項

【景観重要公共施設の整備及び良好な景観形成に関する事項(法第8条第2項第4号ロ関係)】

① 基本的事項

道路や河川、公園などの公共施設は、地域景観を構成する重要な要素であり、周辺の自然景観やまちなみ景観と調和した施設デザインや管理を行うことが求められます。

このため、本市の景観形成上重要な公共施設については、「景観重要公共施設」に指定し、今後、施設管理者等との調整や地域のまちづくりと連携し、先導的に景観に配慮した整備を推進します。

② 指定に関する事項

景観重要公共施設については、次の基準に基づき指定します。指定に際しては、景観条例の施行後、公共施設管理者との協議による同意を得るとともに、「都留市都市計画審議会」の意見を聴き、順次指定に向けた取り組みを行っていきます。

■ 指定基準

- 良好な景観を有し、本市の自然骨格、シンボルとなっている河川等
- まちなみや歴史文化、観光・交流の軸となる景観の骨格を形成する道路
- 優れた眺望景観を有する公共施設(道路、河川、公園など)
- 多くの市民、観光客等に親しまれ、地域の顔となる景観を有する公園等の公共施設
- 特徴的な景観を有する土木構造物(橋梁や堰堤、水路など)
- 整備・改修等により、効果的な景観まちづくりや周辺景観に及ぼす影響が大きいと想定される公共施設

注) * 公共建築や鉄道駅等の公共的な建造物は、景観重要公共施設ではなく景観重要建造物として指定します。

■ 景観重要公共施設 (候補例)

区 分		施設の候補例
景観重要河川		桂川、鹿留川、柄杓流川、家中川、寺川 など
景観重要道路	まちなみや観光・交流景観の軸となっている道路	国道 139 号、都留バイパス、県道高畑谷村停車場線、県道四日市場上野原線、県道戸沢谷村線、県道都留道志線、県道大野夏狩線、市道都留文科大学前通り線 など
	歴史的まちなみなど沿道景観との調和が求められる道路	富士みち(国道 139 号)、寺町通り、市道谷村東側通り線、市道寺前深田線 など
	今後景観の配慮が必要な道路・構造物	国道 139 号、都留バイパス、各駅周辺の主要アクセス道路、都留 IC 周辺 など
景観重要公園*		楽山公園、楽山風致公園、総合運動公園、田原の滝公園 など

注) * 景観重要公園の指定は、都市公園法による都市公園が対象となります。

③整備に関する事項

指定された景観重要公共施設については、公共施設管理者と協議を図り、次の考え方及び「山梨県公共事業における景観ガイドライン」に基づき、景観に配慮した施設整備に努めます。

今後は、本計画の策定と併せ、行政が率先し景観に配慮した施設整備を推進するため、市独自の「公共施設デザインガイドライン」や「サイン整備計画」などの策定を目指します。

■景観重要公共施設の整備方針(案)

区 分	整備方針(案)
景観重要河川	● 環境や景観に配慮した河川構造物の整備（護岸、水制工、河川占用物など） ● 地域特性を考慮した緑の連続性の創出、河川の環境美化、維持管理 ● 眺望スポット、親水空間の確保 ● 河川の水質や動植物の生息環境の維持・保全 ● 景観に配慮した公共サインの設置 ● 水質汚染、ごみの不法投棄など景観阻害要因の改善
景観重要道路	● 良好な自然景観、眺望景観、まちなみ景観などに配慮した道路の整備（歩行空間、交通安全施設、舗装、街灯、擁壁・法面、排水施設等の構造物など） ● 地域特性を考慮した緑の連続性の創出、道路の環境美化、維持管理 ● 景観に配慮した統一感のある公共サインや標識の設置 ● 補修・改修時の景観阻害要因の改善
景観重要公園	● 良好な眺望を活かした公園の整備 ● 地域特性を考慮した特色ある施設整備や緑化、環境美化、維持管理 ● 周辺との景観的な調和と統一感のある公園施設やサインの整備

(3)屋外広告物の表示・設置等に関する事項

【屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項(法第8条第2項第4号イ関係)】

①基本的事項

屋外広告物は、市民や来訪者に多くの情報を提供するだけでなく、その形態意匠や設置位置などがまちなみや地域景観に与える影響が大きいことから、良好な景観形成に向けた適正な規制・誘導が求められます。

現在、本市では、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する行為については、「山梨県屋外広告物条例」に基づき一定の規制（許可申請）が行われています。

当面は、県条例の周知と適切な運用により、屋外広告物等の規制・誘導を図りますが、将来的には、本計画及び屋外広告物法に基づく、市独自の「屋外広告物条例」の制定を進め、これに基づく、本市の実情に即したよりきめの細かい規制・誘導をめざします。

②屋外広告物の表示・設置等の制限に関する事項

今後、本市独自の規制・誘導に向け、景観まちづくりの観点から、屋外広告物の表示または掲出物件の設置に関する基本的な考え方を次のとおり定めます。

■基本的な考え方

- 屋外広告物等の表示または掲出物件の設置に際しては、良好な景観の維持・保全を図る必要性の高いところや、衆目に触れることの多い場所周辺においては、著しく周辺景観になじまないもの、突出し目立つものとならないよう、周辺景観に十分配慮します。

■屋外広告物設置基準の考え方

項 目	設置基準の考え方
位置・形状・規模・意匠	●景観重要公共施設や景観重要建築物、景観重要樹木、良好な眺望場所の周辺など、景観の維持保全を図る必要性が高いところでは、当該施設が象徴する地域イメージを損ねないように、掲出位置に配慮する。 ●必要最小限の大きさ、設置個数にとどめるとともに、道路等の快適な見通しの確保、良好な自然景観や里山集落景観との調和に配慮する。 ●主要な幹線道路沿いに、幟や旗などの一時的な広告やサインを連続的に設置しない。やむを得ず設置する場合は、必要最小限の設置個数にとどめる。 ●広告看板の文字は、不必要に大きなものは使用しない。 ●幹線道路や IC、主要幹線道路交差点付近に設置する看板類は、コンパクトに集約化し、大きさや向きを揃えるなどまとまり感や整序感に配慮する。 ●放置された老朽看板は、撤去に努める。
色 彩	●基調となる色は、周辺の景観に配慮した色彩を用い、けばけばしくならないよう努める。 ●安全上の理由など、やむを得ない場合を除き、蛍光色や反射材の類は使用しない。
素 材	●周辺の良好な景観と調和する素材の使用や表面処理に努める。 ●耐久性に優れ、維持管理が容易な素材を用いるよう努める。
照 明	●照明機器は、必要最小限とするよう努める。 ●照明機器を設置する場合は、使用する光の色や方向、量などに十分留意し、周辺の良好な景観との調和を乱さないようにする。 ●ネオン管など光源が露出した素材は使用しない。

(4) 農の景観の保全・活用に関する事項

【景観農業振興地域整備計画の策定に関する基本的事項(法第 55 条関係)】

① 基本的事項

十日市場・夏狩湧水群をはじめとした特色ある農の景観や、山間・山麓地域に分布する農と里山の景観は、地域の営みの中で育まれ、風土や固有の文化を象徴するふるさとの原風景となる大切な景観といえます。

一方、農山村地域の過疎化、農地や農業従事者の減少、遊休農地の増加などが進行し、農業の活力の低下とともに、農村集落の維持や農の景観の魅力が失われつつあることが懸念されています。

本市では、「田園マスタープラン」や「農山漁村活性化プロジェクト支援交付金に関わる活性化計画」などを策定し、農業の活性化に取り組んできました。

今後も、良好な農村里山の景観を維持・保全し、地域農業の活性化を図るため、「都留市農業振興地域整備計画」や「水田フル活用ビジョン」等との整合を図りつつ、次に示すような「景観農業振興地域整備計画」の調査・研究等を行います。



・十日市場・夏狩周辺の水掛菜の農の風景

■「景観農業振興地域整備計画」の概要

「景観農業振興地域整備計画」とは、美しい田園景観や農山村景観の保全・創出と景観と調和のとれた良好な営農条件を確保するため、一定の区域を対象に、地域の特徴ある景観に配慮した土地利用のあり方や、農用地・農業用施設などの整備・保全の方向、具体的な事業・活動について定めるものです。

農振法に基づく「農業振興地域整備計画」とは別の計画として、市町村が作成することができるものとしており、計画策定にあたっては、「農業振興地域整備計画」や「中山間地域総合整備事業」等との整合を図る必要があります。

<計画づくりの動機>

- 湧水に育まれた固有の農の景観を守りたい
- 山間部の里山や農村景観を守りたい
- 遊休農地や耕作放棄地を解消したい
- 農山村交流を活性化させたい
- 景観に配慮したほ場整備や農道整備をしたい など

「景観農業振興地域整備計画」の策定

<計画に定める事項>

- 景観農業振興地域整備計画の区域
- 景観と調和のとれた農業上の土地利用に関する事項
- 農用地の保全・農業用施設の整備に関する事項

計画に基づく取り組みの推進

②計画で定める事項

景観農業振興地域の区域

計画の対象区域は、農業振興地域内のうち、農村景観の保全・創出、良好な営農条件を確保するために、景観的な施策を講ずることが望まれる次のような区域について定めます。

■区域の設定基準

- 良好な農の景観を形成している一団の農地で、今後とも保全・継承が求められる区域
- 農地と里山、集落地が一体となって特徴的な景観を形成している農山村地域
- グリーンツーリズムや体験農園など、農を通じて都市住民との交流の推進を図る地域
- 農の景観と調和する農業生産基盤整備の推進を図る地域
- 遊休農地が増加し、その利活用が求められる地域 など

景観と調和した農地の利用に関する事項

景観農業振興整備計画区域内の農用地、農業用施設等について、景観を維持した農地の維持管理や遊休農地の有効活用、景観作物の共同栽培など、地域景観に配慮した農地の利用のあり方について定めます。

農業生産基盤の整備、開発、保全に関する事項

農業生産基盤の整備、開発、保全に際して、景観形成上留意すべき次の事項を具体的に定めます。

■計画に定めるべき事項

- 農業生産基盤の整備及び開発に関する事項(農振法第8条第2項第2号)
 - ・景観に配慮した農道や用水路の整備、景観上必要な整備に関する事項や基準など
- 農用地等の保全に関する事項(農振法第8条第2項第2号の2)
 - ・遊休農地に対する基盤整備や有効活用に関する事項など
- 農業の近代化のための施設の整備に関する事項(農振法第8条第2項第4号)
 - ・農業近代化施設に対する配置、形態、色彩、その他意匠に関する基準など

2. 都留市で定める事項

本市では、固有の景観資源の質的向上を図るため、前述の景観法で定める事項のほかに、次の事項を定め、景観資源等の保全と質的な向上及び景観まちづくりへの活用を図ります。

なお、これらの事項を定める際は、「都留市都市計画審議会」の意見を聴くものとします。

(1) 歴史的景観の保全・活用に関する事項

① 基本的な考え方

本市は、郡内唯一の城下町として、城山の城跡や城下町の町割り、野面積みの石垣、水路、社寺の集積などの景観資源を見ることができます。また、国道 139 号は「富士道（ふじみち）」といわれる信仰の道であり、本市には、古くから政治・経済の中心として周辺都市を結んできた多くの古道・旧道が残されています。

一方、由緒ある歴史的遺構やまちなみは、谷村大火により殆ど消失してしまい、明確な形で残されているものは少なくなっていますが、歴史的風土の継承は市民の心の拠り所ともなっています。

これらの城下町の歴史的景観は、後世に受け継ぐ本市の大切な歴史資産として、資源の保全と歴史的付加価値の創出に向けた取り組みを推進します。

② 取り組みの方向性

歴史的景観保全の指針の検討

本市の歴史的景観を守り・育むため、歴史的景観保全のための指針の作成を進め、この指針で示す基本的な考え方を踏まえ、地域のまちづくりと連携した、歴史的景観の保全と活用を図っていきます。

■ 歴史的景観保全の指針で定める事項(案)

- 歴史的景観保全に向けた基本方針
- 対象地域の選定(景観形成重点地区との連携)
- 歴史的景観保全の指針
- 歴史的景観への配慮を要する事項
- 歴史的景観保全条例について など

■ 対象となる歴史的景観(例)

- 城下町の歴史的景観資源（谷村地区の城下町の町割り、谷村城跡、史跡・文化財、歴史的建造物、小径、寺町と鎮守の森、野面積みの石垣、水路、烽火台の遺構、八朔祭り・お茶壺道中等の祭事・伝統行事など）
- 城山周辺（勝山城跡、石垣・土塁、堀、斜面樹林と里山、桜や桂川の景観、眺望など）
- 眺望景観（城下町と国道 139 号の延長線上に遠望する富士の眺望、城山からの富士と城下町の俯瞰、その他良好な眺望）
- 信仰の道と街道文化（富士道、その他古道・旧道、富士講参詣と庶民信仰、塚・祠、道祖神、甲斐絹等の伝統産業など）
- 自然景観・里山景観（市街地後背の里山・樹林、鎮守の森、屋敷林、小川、水路など）

歴史文化景観軸の形成

■良好な沿道まちなみ景観の誘導

富士道（国道 139 号）は、安全な歩行空間の確保や沿道まちなみ景観の整序が課題となっています。また、谷村地区中心商店街のにぎわい・魅力あるまちなみ景観の創出など、本市の顔となる骨格的な景観軸の改善及び修景整備を図ることが必要です。

そのため、「景観形成重点地区」の指定、助成制度などについて検討し、適切な規制・誘導方策の導入や支援を進めていきます。

■公共空間の景観整備とルートづくり

富士道（国道 139 号）及び寺町通りに連担する公共空間については、歴史文化景観軸にふさわしい高質な空間を形成する必要があります。そのため、前述した景観重要公共施設の指定等により、景観形成を推進します。

また、歴史的風土を楽しみながら歩き・回遊する小径づくりやフットパス、駅等からのアクセスルートの整備を進め、城下町や信仰の道の歴史文化を辿る景観軸の魅力の向上に努めます。

■市民・事業者・行政の協働による体制づくり

谷村地区では、これまでウォーキングトレイル事業により、まちなみの修景や歩行空間の整備を推進してきました。中心市街地においては、地域住民とともに商店街活性化や空き家対策、安全な歩行空間の確保等の検討を進めてきていますが、今後もそれらを継続するとともに、景観まちづくりの視点から、市民・事業者・行政が、景観まちづくりについて連携し、協働する体制づくりに取り組んでいきます。

地域活動や観光・交流施策と連携した歴史的景観の形成

本計画の策定に際しては、計画立案の初期の段階から「景観まちづくり市民懇談会」を立ち上げ、検討を進めてきました。また、谷村地区では、谷村地域協働のまちづくり推進会による「谷村八景」づくりや、つる城下町テイスティング再生プロジェクト研究会の活動、城下町体感ツアーやまち歩きなど、地域住民が主体となった様々な取り組みが進められています。八朔祭り等の祭事は、市民や多くの観光客が一体となって、地域の魅力に触れ、郷土の歴史文化を体感する一大風物詩となっています。

景観形成は、このような活動と連携を図りながら取り組みを進めることが重要であり、効果的です。そのため、このような活動を継続し、市民意識の醸成を図りつつ景観形成の実績を積み重ね、景観のルールづくりや地域振興にも寄与する取り組みを推進していきます。

■地域活動や観光・交流施策と連携した歴史的景観の形成

- 景観形成重点地区の指定、景観形成基準に基づく行為の制限等による景観まちづくりの推進
- 富士の麓の小さな城下町事業の充実、まちなみ修景ガイドラインの策定とまちなみ修景事業の実施
- 風致地区、緑地保全地域制度等を活用した城山周辺の樹林・里山の維持・保全、歴史公園化の検討
- 国の補助金等の活用による郷土景観の維持・保全
- 城下町のまちなみ景観形成に向けた景観協定締結への取り組み
- 統一した屋号サイン等による街道景観の創出、水路・湧水・鎮守の森と寺町通りの一体的な修景整備
- 空き家・古民家等の有効活用（ゲストハウス、民泊、縁側カフェ、交流スペース等）
- 駅の顔づくりと駅からハイキング・フットパスの充実、駐車場の確保、休憩スポット・トイレの整備
- ミュージアム都留など文化交流施設を活用した意識啓発、郷土教育や情報交流の充実
- 人材交流とおもてなしの体制づくり（地域活動と大学等との連携強化、参加型祭りの充実、地域の祭事・伝統行事や食文化等を活用したツーリズム、ツアーやウォークラリー、インバウンド観光等の交流機会の充実、城下町・寺町巡りフットパスの充実、効果的な情報発信）
- 歴史的景観ガイドブックの作成、歴史散歩マップの作成、ボランティアガイドの育成 など

(2) 文化的景観の保全・活用に関する事項

① 基本的な考え方

自然との関わりが深い地域の人々の生活や生業の景観、歴史と風土に根ざした地域独自の暮らしの景観は、その土地の文化を理解する上でとても重要なものです。文化財保護法では、こうした景観を受け継ぐ土地を「文化的景観」として、文化財の一つに位置付けています。

制度の趣旨から、本市では、次のような景観が文化財保護法第2条第1項第5号に掲げる「文化的景観」の候補として挙げることができます。

■ 都留市文化的景観の候補地

■ 十日市場・夏狩湧水群周辺の「名水の里」と農村集落景観

十日市場・夏狩湧水群一帯は、平成の名水百選に選定された「名水の里」であり、溶岩造形の特徴的な地形と富士の湧水・水源地、特産物である水掛菜やわさびの栽培風景、さらには寛永時代から続く「定式」による用水路等の保全活動は、固有の風土と先人たちの営みが融合し培ってきた本市が誇る文化的景観といえます。

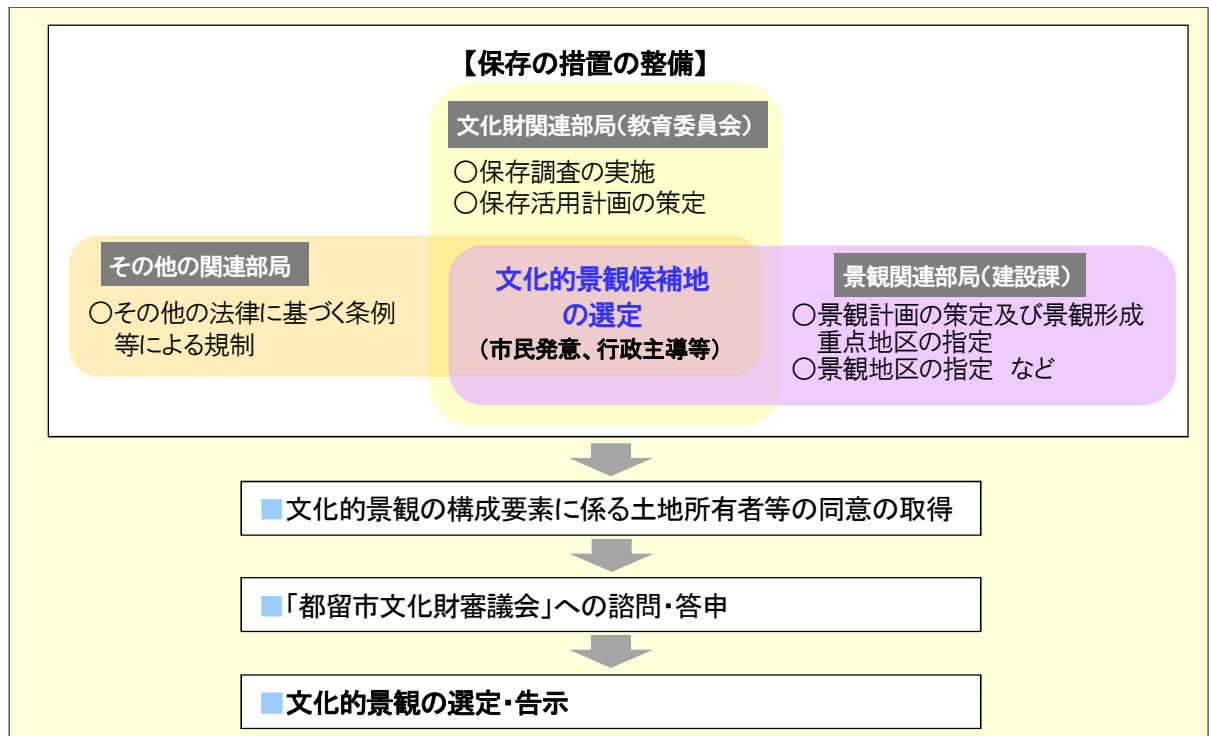
■ 「水のまち」を標榜する水に育まれた文化を継承する景観

近代文化遺産である落合水路橋や川茂発電所、ピーヤと呼ばれ親しまれる水路橋は、豊かな清流を象徴する本市を代表する産業遺構です。また、古くから開削された堰や用水、湧水が巡る水路の景観と甲斐絹織物等の伝統産業、まちなかの小水力発電施設と水車のまわる景観は、先人達の知恵に培われ、暮らしとともに水に育まれた文化をいまなお引き継ぐ文化的景観といえます。

② 取り組みの方向性

本市は、この文化財保護法に基づく保護制度*を活用し、「都留市文化財保護条例」に基づき文化的景観の選定に向けた取り組みを検討します。

■ 「都留市文化財保護条例」に基づく文化的景観選定の流れ



注) * 文化財保護法(第134条第1項)では、文部科学大臣は、都道府県または市町村の申出に基づき、都道府県または市町村が選定した文化的景観の中から、特に重要なものを「重要文化的景観」に選定し、景観保存の取り組みを支援する仕組みとなっています。

(3)眺望景観の保全・活用に関する事項

①基本的な考え方

山稜と谷筋が複雑に入り組む変化に富む地形は、眺望が幾重にも重なる特徴的な景観を生み出しています。この優れた眺望は、本市を代表する景観資源であり、市民や観光客など多くの人々の心を惹きつける重要な観光資源でもあります。

本市は、市域を囲む山々のうち景観が優れた21座を「都留市二十一秀峰」として定め、内外に広く発信しています。山々の眺望を含め、市内の良好な眺望景観を維持・保全し、その印象と魅力をさらに高め、積極的に景観まちづくりや観光に活かしていくため、次のような取り組みを推進します。

②取り組みの方向性

優れた眺望場所の抽出・選定

市民や観光客などからの公募、市民参加イベント等を活用し、民間施設も含め市内の優れた眺望場所を抽出し、選定委員会などにより、下記に示す選定基準のいずれかに該当する眺望場所を「都留市の良好な眺望場所（ビューポイント）」に選定します。

選定した眺望場所については、眺望景観マップ等を作成し、積極的なPRに努めます。

■選定基準

- 本市を代表する優れた眺望場所であること
- 都留市らしい固有の眺望景観が得られること
- 道路、公園、公共施設、河川沿いなど、市民や来訪者が容易にアクセスできること など

眺望景観の保全・活用指針

選定したそれぞれの眺望場所については、眺望景観の現状や周辺の状況を踏まえ、必要に応じて次に示すような「眺望景観の保全・活用指針」を作成し、指針に基づき、必要に応じて次に示す取り組みを推進します。

■指針の概要

- 場所ごとの眺望景観の保全・活用方針
- 眺望景観保全区域の設定
- 眺望場所の保全・活用に関する事項
- 眺望景観保全区域における建築物等の行為の制限に関する事項 など



■保全・活用事業

- 眺望場所の整備
(眺望広場、休憩スポット、滞留空間の整備、サインの設置、アクセスルートの整備など)
- 景観を阻害している要因の改善
(景観阻害樹木の伐採と維持管理、電柱・電線・鉄塔類、広告・看板類等の改善など)
- 良好な眺望景観に対する周辺の景観コントロールの推進
(行為の制限事項に基づく建築物等の適切な誘導、緑の連続性の確保など)
- 良好な眺望景観を活かした観光活性化
(眺望を活かした散策ルート、フットパスづくり、観光PR・情報発信、活性化イベントの充実など)

(4)その他の効果的な取り組み

景観形成上の課題については、全てを景観法で対応することは困難です。そのため、景観まちづくりの様々な課題や目標の早期実現に向けては、多様な手法を複合的に活用することが重要であり、次のような取り組みを進めています。

その他の法制度の効果的な活用

都市計画法は、土地利用の制限など、まちづくりにおいて基盤となる制度であるとともに、景観形成においても重要な役割を担っています。

宅地化が進む市街地縁辺部等においては、都市計画法に基づく開発許可制度との連携を図り、地域景観と調和した土地利用誘導や、地形改変等の行為についての適切な指導を図っていきます。河川や道路の整備、快適な歩行者ネットワークの形成などは、景観法の活用と併せ、都市計画法との連携により、効果的な取り組みを検討します。また、景観計画の策定及び景観条例の制定と併せて、地区の実情に応じた土地利用や建物の用途規制、幅広いルール設定が可能となる地区計画や建築協定等の制度の運用を図るなど、景観法と都市計画法の両輪による効果的な景観まちづくりに取り組んでいきます。

本市の景観の特徴である市街地に近接するまとまった樹林や里山等については、森林法に基づく「都留市森林整備計画」等との連携を強化し、また、本市固有の歴史文化的資源については、文化財保護法等との連携により、保全・活用に努めています。



・谷村地区に残るなまこ壁の蔵